INFORMAT

人口と世帯	日本人住民		外国人住民	
	男	女	男	女
安中地域	21,331	21,881	246	277
松井田地域	6,022	6,281	51	68
合 計	27,353	28,162	297	345

皆さんの声を お待ちしています

民館・生涯学習センターに、皆 市 役所国、圏、各地区の公

トを配置しています。 「市民の声」を投稿できるポス

さい。 見などをぜひ ることやご意 お聞かせくだ ごろ感じてい 皆さんが日

さんの声をお聞きするため、

計 56,157人 世帯数 24,754 (令和3年10月末日現在)

国的に各種行事を企画しています。 週間を「第73回人権週間」と定め、

料で、秘密は固く守ります。 権相談所へお越しください。料金は無 うなことでも構いませんので、特設人 題や困りごとで悩んでいる人はどのよ 冢庭内や近所のもめごとなど、人権問 感染症に関連した偏見・差別のほか、 による人権侵害、新型コロナウイルス いじめや児童虐待、 インターネット

特設相談

日時▼

12月10日(金)午後1時30分~4 (受付:午後3時30分まで)

時

場所

松第5会議室 |本第1・2相談室

て、 いします ※新型コロナウイルス感染症対策とし マスクの着用と手指の消毒をお願

満の日本人

③海外に居住している20歳以上6歳未

間を満たすまで加入)

会では、12月4日(土)~10日(金)の一 法務省および全国人権擁護委員連合 全 〇インターネット相談窓口 みんなの人権110番 (**2**0570-003-110)

前橋地方法務局人権擁護課

国民年金の任意加入について 国民年金からのお知らせ

す。

おいて、

特設人権相談所を開設しま

護委員連合会では、県内の各市町村に

前橋地方法務局および群馬県人権擁

ず年金に加入します。 の人は、国籍や職業にかかわらず、必

間を満たさない65歳以上70歳未満の人 ②老齢基礎年金を受けるための資格期 額の老齢基礎年金を受けられない人 して10年以上)を満たさない人や、満 付特例期間および納付猶予期間を合計 納付済期間、 年金を受けるための資格期間(保険料 ①60歳以上65歳未満の人で、老齢基礎 で国民年金に加入できます。 (老齢基礎年金を受けるための資格期 保険料免除期間、 学生納

〇電話相談

ますので、ご利用ください

支局でも電話相談などを受け付けてい ※通常どおり前橋地方法務局および各

「第73回人権週間」に

ついて

平日の午前8時30分~午後5時15分

http://www.jinken.go.jp/

2027-221-4466)

また、次の人は申し出により、 日本に住んでいる20歳以上60歳未満 任意

せください 詳しくは、 高崎年金事務所にお問合

年金に関する情報提供サービス(ねん きんネット)について

手軽に確認できます。 マートフォンから自分の年金の情報を 「ねんきんネット」はパソコンやス

- 年金記録の確認
- の閲覧
- 日本年金機構から郵送される各種通

・ムページをご覧ください

高崎年金事務所国民年金課 **8**027-322-4299)

課、 ください。 1 または||松住民福祉課へお申し込み ②に該当する人は、 本国保年金

③に該当する人は、次の窓口へお申

し込みください。

国内協力者(日本国内に居住する親 住所地の市町村窓口 など)がいる人▼最後に居住していた

金事務所 ていた住所地を管轄する年金事務所 住所を有したことがない人▼千代田年 国内協力者がいない人で、日本国内に **|内協力者がいない人▼**最後に居住し

将来の年金見込額の試算

電子版「ねんきん定期便」

ど)の確認や再交付申請など 知書(年金振込通知書や源泉徴収票な

※詳細は日本年金機構のホ